

# < 墨田区細街路拡幅整備事業 > 令和 8 年度の主な変更点について

## 私道に係る施工承諾書の押印及び添付書類の変更

施工承諾書の土地所有者による押印を「**実印**」に変更（公道と同様の取扱い）

添付書類の変更（公道と同様の取扱い）

- ・「**印鑑登録証明書**」の**原本**提出
  - ・「**公図の写し**」の**原本**提出
  - ・「**整備箇所の全部事項証明書（土地）**」の**原本**提出
  - ・「**代表者事項証明書もしくは履歴事項全部証明書（土地所有者が法人の場合）**」の**原本**提出
- 以上の添付書類は、3か月以内に発行されたものとする。

## 細街路拡幅整備に係る手続のオンライン対応（利用は任意）

### 細街路拡幅整備申請書類の事前確認

この対応では、オンライン上で申請内容の入力及びその他提出書類の添付をした後、データ送信していただくことで、申請書類一式を**事前確認**することができます。なお、正式な申請受付には、事前確認完了後にその他添付書類（原本）の提出が必要です。

手続方法は、以下のURLもしくは二次元コードにアクセスし、案内に従ってお手続きください。（URL及び二次元コードは、区のホームページにも掲載予定）

<https://logiform.jp/form/DnDq/1426468>



### 助成金、奨励金の交付申請書及び交付請求書等の提出

助成金や奨励金の支払は、拡幅整備及び内部検査が完了した後、助成金や奨励金の交付申請書・交付請求書等を区から郵送させていただき、それらの書類に必要事項を記入のうえ、返送いただく形で支払業務を進めています。

引き続き、この郵送による対応を継続させていただきますが、あわせてオンライン対応も新たに開始します。

### < オンラインによる手続の流れ >

交付申請書、交付請求書、口座振替依頼書及び二次元コード掲載の用紙を区から受理  
二次元コードにアクセスし、案内に従って手続することで完了